

小田原市耐震改修促進計画の改定の概要について

1 改定の理由

小田原市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、耐震性が不十分な建築物の耐震化を図ることにより、建築物の安全性の向上を計画的に促進することを目的とし、住宅・建築物の耐震化に関する目標と取組等を定めたものであります。

今回、令和7年7月に改正された耐震改修促進法に基づく国の基本方針、令和8年3月に改定予定の神奈川県耐震改修促進計画、本市の耐震化の現状等を踏まえ、計画期間及び住宅・建築物の耐震化に関する目標を見直すとともに、新たな取組の追加等、所要の改定を行うものです。

2 改定の概要

(1) 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

(2) 耐震化の目標

- ・住宅は、耐震性が不十分なものを令和17年度までにおおむね解消します。
- ・要緊急安全確認大規模建築物は、耐震性が不十分なものを令和12年度までにおおむね解消します。

(3) 新たに位置づける取組に係る事項

- ・高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン「リ・バース 60」を活用した耐震改修に対する補助制度の拡充及び普及啓発を図ります。
- ・2000年基準を満たさない新耐震木造住宅（グレーゾーン）の耐震診断等の補助制度の拡充を図ります。

3 今後のスケジュール

令和8年6月 計画の改定予定